

内水面漁場計画(素案)に関する意見の募集について

共通メニュー

神奈川県内水面漁場計画の案の作成にあたり、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項で準用する第64条第1項の規定により、神奈川県内水面漁場計画の素案に関して利害関係人からの意見を募集します。

内水面漁場計画(素案)に対する意見募集について

1. 意見募集の趣旨

神奈川県では、令和5年度に漁業権(第五種共同漁業権)の免許を行うため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項で準用する第62条に基づき、内水面漁場計画の作成を予定していることから、同法第67条第2項で準用する第64条第1項の規定に基づき、この内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を募集します。

2. 意見を募集する内水面漁場計画

神奈川県内水面漁場計画(素案) (PDF:OOKB)

3. 意見の提出方法

- 「意見提出様式」に御意見を御記入の上、利害関係人であることを疎明するための資料等を添えて、下記の提出先まで提出してください。

意見提出様式(WORD:OOKB)

- 利害関係人として意見する場合は、漁業法施行規則第22条第2項の規定により、当該事案について利害関係のあることを疎明してください。利害関係人であることの疎明がない場合や利害関係人ではないと判断される場合には、意見に対して回答しないことがあります。利害関係人と利害関係の疎明のために必要な資料の例は次のとおりです。

利害関係人の例	利害関係の有無の確認のため必要な資料等の例
1.漁業を営む者	<ul style="list-style-type: none"> 漁業時期、漁場、漁業種類、漁獲対象、漁獲量等の資料 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受ける具体的な影響を説明する資料
2.漁業を営もうとする者	<ul style="list-style-type: none"> 漁業時期、漁場、漁業種類、漁獲対象、漁獲量等の計画に関する資料 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受ける具体的な影響を説明する資料
3.漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 関係する漁業者意見のとりまとめとして、総会、総代会、理事会その他これに準ずる意志決定を経たことを説明する資料 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い、組合員が受け具体的な影響を説明する資料
4.船舶の運航者等	<ul style="list-style-type: none"> 漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を運航し、停泊または係留していることを説明する資料 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受ける具体的な影響を説明する資料
5.法律により土地を収用し又は使用することができる事業を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 土地収用等ができる根拠法 当該事業が当該法に基づく認定の対象であることを説明する資料 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受ける具体的な影響を説明する資料
6.水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄に伴う漁業補償を行った事業者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 過去に行った漁業補償の具体的な内容 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受ける具体的な影響を説明する資料
7.自然保護活動を行う非営利法人等	<ul style="list-style-type: none"> 自然保護活動を事業として行っている事実があることを説明する資料。

	<ul style="list-style-type: none"> 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受けれる具体的な影響を説明する資料
8.遊漁を行う者	<ul style="list-style-type: none"> 漁場の区域において、遊漁をしている事実があることを説明する資料。 当該内水面漁場計画に基づく漁業権の設定に伴い受けれる具体的な影響を説明する資料

4.意見の提出期限

令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）

（郵便の場合は令和●年●月●日（●）の消印有効）

5.意見の提出先

- 郵送の場合

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局農水産部水産課漁業調整・資源管理グループ漁業権担当

※封筒の表に「内水面漁場計画への意見提出」と書きください。

- ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：045-210-8853

- フォームメールの場合

[環境農政局農水産部水産課へのお問い合わせフォーム](#)

※件名に「内水面漁場計画への意見提出」とご記入ください。

6.意見の提出に当たっての留意事項

- 提出いただいた意見については、検討を加えた上で結果を一定期間、神奈川県水産課ホームページにて公表します。個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ご意見等はできるだけ具体的にお書きください。賛否の結論のみを示したものや趣旨が不明瞭なもの等については、神奈川県水産課の考え方をお示しできない場合がございます。
- 個人や特定の団体を誹謗中傷などの公序良俗に反する内容が含まれるものは無効といたします。
- 提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- 電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- 提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、担当者名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。
- これらの情報は意見・情報の内容に応じ、神奈川県の関係部署等に転送することがあります。

7.参考

- 漁業法（昭和24年法律第267号）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）抜粋(PDF:●●KB)(PDF:●●KB)
- 海面利用制度等に関するガイドライン（抜粋）(PDF:●●KB)
- 海区漁場計画等の作成について（令和4年4月14日付け4水管第57号）(PDF:●●KB)

8.お問合せ先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局農水産部水産課漁業調整・資源管理グループ漁業権担当

電話（直通）：045-210-4551

ファクシミリ：045-210-8853

このページに関するお問い合わせ先

[環境農政局 農水産部水産課](#)

[環境農政局農水産部水産課へのお問い合わせフォーム](#)

漁業調整・資源管理グループ

このページの所管所属は環境農政局 農水産部水産課です。

参考関係法規（抜粋）

○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（海区漁場計画）

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ漁場の位置及び区域

ロ漁業の種類

ハ漁業時期

ニ存続期間（第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）

又は団体漁業権の別

ヘ団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第一百六条第四項において同じ。）

トイからヘまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ漁場の位置及び区域

ロ保全活動の種類

ハイ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

（海区漁場計画の作成の手続）

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁

- 業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
 - 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
 - 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(内水面漁場計画)

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

- 2 第六十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（第六号を除く。）及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区（第百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第一百八十五条 この法律の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の公示に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

○漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）（抄）

(都道府県知事による意見の聴取)

第二十二条 都道府県知事は、法第六十四条第一項（法第六十七条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 2 法第六十四条第一項の利害関係人として意見を述べようとする者は、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。